

さ情審査答申第77号
平成23年10月6日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成23年2月14日付けで貴職から受けた、南区役所職員に関する休暇願（以下、「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定のうち、「休暇の種別名称」の記載部分を開示しないとした部分（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成22年12月27日付け総人第2341号によりさいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象行政情報のうち、「休暇の種別名称」の記載部分の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

実施機関は、本件対象行政情報のうち「休暇の種別名称」を不開示にしたことについて、最高裁判決資料（平成15年11月21日最高裁判所第二小法廷判決。以下「判決資料」という。）を提示し、理由の説明を行った。

しかしながら、判決資料によると、「要旨1」は開示すべき情報であり、また、「要旨2」は不開示情報とされている。本件「休暇の種別名称」は、

「要旨1」の「休暇の種別」に該当し当然開示されるべき情報と思慮される。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 本件対象行政情報のうち「休暇の種別名称」は、休暇の理由に関わる情報であり、当該情報は職員の健康や生活の方針及び態度など、個人の私生活の内容に関わるものであることから、当該職員の公務員としての職務の遂行に係る情報とは認められず、条例第7条第2号に該当し、また、同号ただし書きア、イ、ウのいずれにも該当しないため、不開示としたものである。
- 2 異議申立人の主張する判決資料とは、本件不開示の理由を補足する意味で、本件開示の実施の際に、実施機関が異議申立人に対して提示したものである。

判決資料によると、職員の公務遂行に関する情報は、当該職員個人の私事に関する情報が含まれている場合を除き、「個人に関する情報」に当たることを理由に不開示情報に該当するということとはできないとしている。

したがって、職員個人の私事に関する情報が含まれる場合には、「個人に関する情報」に当たることを理由に不開示情報に該当すると考えられるところ、「要旨1」においては、「個々の職員の休暇の種別、その原因ないし内容や取得状況を示す情報は、公務とは直接かかわりのない事柄であって、私事に関する情報ということが出来る」とされており、「休暇の種別名称」を同判決に照らして不開示とすることは適当である。

なお、「要旨1」中に、「公務に従事しなかったことそれ自体は、やはり公務遂行に関する情報としての面があるというべきである」とあるが、「出勤及び出張に関する情報を開示することが、その反面として、それ以外の日に公務に従事しなかったこと自体を明らかにするとしても、公務に従事しなかった理由まで明らかになるわけではないから、私事に関する情報を開示することにはならない」と述べられていることから、ここでいう「公務に従事しなかったこと自体」とは「休暇を取得した事実」であり、「公務に従事しなかった理由」とは「休暇の種別、その他の原因ないし内容」であると思料する。

よって、「休暇の種別」は、公務遂行に関する情報ではなく、私事に関する情報といえ、判決資料に照らしても、「休暇の種別名称」を「個人に関する情報」に当たることを理由に、不開示とすることは適当である。

第4 審査会の判断の理由

異議申立人は、平成22年12月13日付け行政情報開示請求書により、南区役所所属の特定の職員（以下「当該職員」という。）に関する特定の行為に係る資料のすべてについて開示請求をしたところ、実施機関は、当該職員に関する一定期間の欠勤届、休暇願、及び当該職員に係る特定の行為に関する所属長の報告書並びに当該職員本人の顛末書を開示請求の対象行政情報とし、欠勤届については「理由」、「所属長意見」欄の一部及び「職員番号」の各欄、休暇願については「職員番号」欄、「休暇の種別名称」及び「休暇の具体的理由」の各記載部分、報告書については「経緯」欄の一部、「発生の原因」、「再発防止策」及び「所属長の意見」の各欄、顛末書については全部をそれぞれ不開示とする一部開示決定をした。

異議申立人は、これに対し休暇願の「休暇の種別名称」の記載部分を不開示とした部分の取り消しと当該部分の開示を求めて本件異議申立てを行ったものである。

1 本件対象行政情報について

本件対象行政情報は、平成22年11月1日付け、同年11月8日付け及び同年同月22日付けで当該職員が所属長に提出した休暇願である。

休暇願は、さいたま市職員服務規程（平成13年5月1日訓令第6号）第13条第1項の規定に基づき、職員がさいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成13年さいたま市条例第29号）に規定する休暇を受けようとするときに、あらかじめ所定の様式により所属長に提出することが義務づけられているものである。同条例第12条において、休暇の種類は年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇の5種類とされている。上記欠勤届や報告書等も同服務規程に基づくものである。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件対象行政情報のうち、不開示とした「休暇の種別名称」の記載部分は、休暇の理由に関わる情報であり、当該情報は職員の健康や生活の方針及び態度などの個人の私生活の内容に関わるものであることから、当該職員の公務員としての職務の遂行に係る情報とは認められず、条例第7条第2号の個人に関する情報であって、同号ただし書きア、イ及びウのいずれの規定にも該当しないため不開示としたと説明している。

条例第3条では、実施機関の責務として「個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない」と規定し、条例第

7条第2号において、個人に関する情報を実施機関の行政情報開示義務から除外している。

一方、同条同号ただし書きウの規定において、当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分並びに当該公務員の氏名に係る部分であって公にしても当該公務員の個人の権利利益を害するおそれがないものは、実施機関の開示義務から除外されないとしている。

ここで「職務の遂行に係る情報」とは、当該公務員が組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録される情報である。

個人に関する情報を保護する目的は、個人の権利利益を保護することである。条例第7条第2号ただし書きウの規定は、当該情報が当該公務員の「職務の遂行に係る情報」であっても、公にすることにより「当該公務員の個人の権利利益を害するおそれ」がある場合は、上記開示義務から除外され、当該情報は不開示とすることとなるのである。

公務員の「職務の遂行に係る情報」は、当該公務員個人の社会的活動としての側面を有し、公務員個人の活動に関する情報でもあるから、当該公務員個人の私事に関する情報が含まれている場合のあることを前提としているのである。

そこで、本件処分が妥当であるか否かを判断する場合、まず、本件対象行政情報に記載されている「休暇の種別名称」が当該職員の「職務の遂行に係る情報」に当たるかどうかの問題となる。

本件対象行政情報に記載されている「休暇の種別名称」は、前述のとおり、市の職員服務規程に基づき、職員が休暇を受けようとするときに、所定の様式によりあらかじめ所属長に提出する休暇願に記載されているものである。その内容は、前記条例上の休暇の種類、理由、原因等に関するものである。これらの情報は、当該公務員の職務の遂行に直接関わりのない事柄であって、私事に関する情報であると認められる。

さらに、当該公務員が休暇を受けることによって公務に従事しないこととなることからしても、当該公務員の職務に関する情報又は服務に関する情報であるといえても、「職務の遂行に係る情報」とはいえない。

したがって、本件対象行政情報のうち、「休暇の種別名称」の記載部分は、個人に関する情報として条例第7条第2号の規定により、同号ただし書きウの規定を受けることなく不開示情報となり、本件処分は妥当であると判断するものである。

なお、本件処分の妥当性に関し、前記判決資料における判示事項の解

釈適用をめぐって異議申立人と実施機関との間に主張の対立が生じているところ、同判決は地方公共団体の職員の出勤簿に記載された情報における個人に関する情報の該当性に関するものであって、職員の休暇願に記載された情報に関するものではなく、本件処分が妥当であるか否かの判断に直接関わるものではない。また、当該判示事項の解釈適用をめぐる主張の如何によって、当審査会の結論に直接影響を及ぼすものでもない。

- 3 実施機関は、本件処分の理由として条例第7条第5号エの「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」のある情報に当たるとしている。

この点については、異議申立人からの異議申立てはないが、本件対象行政情報の性質に鑑み、これを公にすることにより、市と職員又は職員相互の信頼関係が損なわれるおそれがあり、市の人事管理の事務処理上少なからず影響を受け、これにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす蓋然性が認められる。

したがって、この点に係る実施機関の主張は是認できる。

なお、本号に該当することにより不開示とされる行政情報は、当該事務事業の性質上の理由で不開示とされることから、本件対象行政情報に関していえば、市の人事管理に係る事務の内在的性質に照らして、市の職員の休暇に関する事務の適正な遂行を確保する必要から不開示とするものであり、条例第8条の規定を適用して開示部分と不開示部分とを分け、一部開示した実施機関の措置は、極めて疑問が残るところである。

- 4 以上の次第であるから、本件異議申立てについて、当審査会は上記第1の結論のとおり答申する。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

	平成23年 2月14日	諮問の受理
	同 年 3月10日	実施機関から理由説明書を受理
	同 年 3月17日	審議
	同 年 4月 7日	異議申立人から意見書を受理
	同 年 7月28日	審議
	同 年 8月18日	実施機関からの意見聴取及び審議
	同 年 9月22日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	備考
会長	池上純一	大学教授
委員	石川和子	弁護士
委員	伊藤一枝	弁護士
委員	岡本弘哉	弁護士
会長職務代理者	小室大	行政経験者

(五十音順)